

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	行政財産の使用許可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	地方自治法第 238 条の 4 第 9 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	地方自治法第 238 条の 4 第 9 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 9 項の規定により、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。</p> <p>(2) 許可の条件に違反する行為があると認められるとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日